

第二十七回

大津町農業委員会

令和七年九月十日

## 第27回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日（水） 9：30から10：12
2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB
3. 出席農業委員（11人）

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	6番 宮崎 恵美	7番 府内 公生
8番 岩本 勝	9番 今村 太	10番 大村 礼美
11番 荒木 博文	12番 津田 恵美	
- 出席農地利用最適化農業委員（4人）

2番 中尾 信幸	8番 荒木 幸一	11番 和田 勇一郎
16番 松永 富幸		
4. 欠席農業委員（1人） 5番 宮崎 京子  
欠席推進委員（0人）
5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について
日程第5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
日程第9	報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要転用届について
日程第10	議案第6号 その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成
7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年9月10日 第27回定例総会議事録 別紙】

- 事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。  
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。
- 職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年9月、第27回定例総会を開会いたします。
- 事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (挨拶あり)
- 事務局 ありがとうございました。  
続きまして、会議の成立でございますが、本日は、農業委員の過半が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長にお願いします。
- 会長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。  
日程第2、議事録署名委員の指名です。2番 東 一夫委員と  
3番 西村 千香委員にお願いします。
- 日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。9月の第27回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。
- 賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)
- 全員賛成と認めます。9月の第27回定例総会は本日1日をもって終了とします。
- 議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消についてご説明いたします。

議案書は1Pをご覧ください。

これは、令和2年5月11日開催の第36回定例総会におきまして承認された農地法第3条による所有権移転の許可について取消願が提出されたものです。

譲受人、譲渡人、土地については議案書記載のとおりです。

取消の理由は、許可以降、譲受人の認知能力低下が原因で、所有権移転登記手続きが不能となったことによるものになります。

以上、説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農地法第3条の規定による許可の取消についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地法第3条の規定による許可の取消について、これを承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消につきましては、承認いたします。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第2号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地2筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。玉ねぎの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと考えられます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、

私がから説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、杉水地内の畠2筆、1, 279m<sup>2</sup>について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農業法人です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内にある農地1筆です。

申請理由は、贈与による所有権の移転です。家庭菜園としての利用を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字岩坂地内の農地です。  
申請の内容は、岩坂地内の畠1筆、33m<sup>2</sup>について贈与による所有権の移転を行うものです。  
譲受人は兼業農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまりたため申請に至りました。農業機械等が必要な面積ではないため、鍬などを使用することとなっています。自家消費するための野菜を作付けするとのことで、労働力、営農技術も問題ないと思われます。  
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。  
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。  
(質問・異議なし)  
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。

3条の2、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。  
議案書は3Pをお願いいたします。今回5件の申請がなされております。  
5条の1 意見書(案)は3P、申請地見取図は5P~6Pをお願いします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は資材置き場への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、杉水公園の南西約300mの所に位置する農地です。

申請内容は資材置き場です。

半導体関連企業の仕事が増加し、面積が確保できる土地を選定したところ、申請地が条件に合致したため、今回の申請となりました。

申請地が資材置き場になることによって農地の分断は生じず、資材置き場のため日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 資材置き場への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書（案）は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で、使用貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字引水地内で、法務局の南東約250mに位置する農地です。

申請の内容は、個人住宅です。実家や主要道路が近く、住環境に適した土地であることから、今回の申請となりました。

申請地の隣接地に農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、個人住宅への転用による使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書（案）は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で、使用貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字引水地内で、法務局の南東約500mに位置する農地です。

申請の内容は、共同住宅です。周辺環境が良く、共同住宅の貸し付けに適した土地であることから、今回の申請となりました。

申請地の隣接地に農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 周りは既に住宅化が進み、ほとんど農地がない状態なので許可相当だと考えます。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、共同住宅への転用による使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は6P、申請地見取図は11P~12Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は倉庫への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっている10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、人権啓発福祉センターから北西約650mに位置する農地です。

申請の内容は、倉庫です。交通の便が良く、建築資材保管場所の需要の高まりや貸し倉庫の相談があることから、今回の申請となりました。

農地の分断は発生せず、隣接農地所有者にも説明をしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見ありません。

- 会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
- (質問・異議なし)
- 許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 全員賛成と認めます。
- 5条の4、倉庫への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。
- 事務局 5条の5 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P~14Pをお願いいたします。  
申請地は大字大津地内の農地です。  
1の転用目的は個人住宅への転用で、使用貸借権の設定です。  
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。  
以上、事務局の説明を終わります。
- 会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。
- 古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は、大字大津地内で、テクノタウンの南東に位置する農地です。  
申請の内容は、個人住宅です。子どもの成長とともに部屋も手狭となり、一戸建てを検討したところ、父の所有する申請地の住環境が良かったことから、今回の申請となりました。  
隣接農地所有者にも説明をしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。  
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくお願いします。
- 会長 担当農業委員の説明が終わりました。  
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございま

せんか。

委員意見 特段ありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、個人住宅への転用による使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されます。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明します。

議案書は4P～10Pとなります。

今月の申請は17件で、全て一括方式となり、申出書面積の合計は108,173m<sup>2</sup>(約10町8反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定の基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第

1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受け  
る者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事  
すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。  
時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。  
(2~3分程)  
それでは審議に入ります。  
農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。  
(意見・質問なし)  
それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画(案)について、こ  
れを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いし  
ます。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用  
地利用集積等促進計画(利用権)については、これを決定し、中間管理機構へ計  
画書作成を要請することとします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項  
による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見についてご説明申し上げ  
ます。議案書は11Pとなります。

令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法  
による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転が  
できること、また、農地集積を図るために県内唯一の公的機関であり、大津町も  
含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、  
旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施  
する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は1件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、2,307m<sup>2</sup>、対価の合計は2,000,000円です。

譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第9 報告第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要届出についてご説明申し上げます。議案書の12Pをお願いします。

申請者・転用しようとする土地の所在につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出の内容は、農地法第5条第1項第7号の規定により、認定電気通信事業者が携帯電話基地局設置のため、農地の一部を基地局敷地として転用するものです。

以上の場合、「農地法」及び「農地法施行規則」の規定により、許可は不要となります。

以上、ご報告いたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

報告第1号についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

続きまして日程第10 議案第6号を上程いたします。  
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)

お手元に配布しております「R 7. 9. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・10月の現地調査及び小委員会予定について  
(案はR 7. 10. 3 (金) 午前9時00分～ 2階 町民協同ルーム)
- ・10月の定例総会予定について  
(案はR 7. 10. 10 (金) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)
- ・令和7年度利用状況調査の実施について
- ・県外先進地研修について
- ・農業委員・推進委員合同懇親会（暑気払い）について
- ・毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について（お願い）
- ・熱中症対策について

会長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者にお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年9月の第27回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年9月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 津田恵美

議事録署名委員 東一夫

議事録署名委員 西木千香